

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

54

クライアントの理解

小嶋 祐樹（65期）

私は弁護士8年目に法律事務所から民間企業の法務室へ転職しました。その後2022年3月、弁護士11年目に第一子が誕生し、現在は育児期間中です。

私は、朝・夕食の準備や子どもの送迎、その他の家事、育児に専念するため、午前7時から9時までおよび午後5時から9時までの時間を「家事育児タイム」と定め、この時間には基本的に業務を行わないこととしました。この間に来る連絡や会議には対応ができないので、依頼者にはあらかじめ「私は夕方の時間帯の会議等には基本的に出席できませんがよろしいですか」と尋ね、了解していただいた場合にのみ依頼を受けるというスタンスを取ることにしました。また、自宅での勤務中、Web会議等の最中に子どもの泣き声や叫び声、遊び声が入ってしまうこともあるため、品質のよいマイク付きイヤホンを購入するとともに、依頼者には私に子どもがいることを日頃から伝え、依頼者の期待値をコントロールするように努めました。

少子化の時代、子どもが3人いる父親である私には温かい眼差しを向けてくれる依頼者が多いのではないかと想定しての取り組みでしたが、その想定は誤っておらず、三男が1歳4か月になった本日でも、業務と育児の両立は（完璧とは決して言えませんが）ある程度できているのではないかと考えております。

No.

55

育休で知った、両立の難しさ

男性会員（67期）

私は、子どもの出産予定日から2か月間育児休業を取得しましたので、育児休業取得前、取得中、取得後について、それぞれ工夫したことを述べたいと思います。

育児休業取得前:

妊娠が安定期に入ったタイミングで、まずは上司に妊娠したこと、育児休業を取得予定であることを伝えました。また、育児休業取得予定の2か月ほど前に同僚にも育児休業取得予定であることを伝え、慌てることなく引継ぎができるよう努めました。早めに伝えたことはよかったと思います。

育児休業取得中:

育児休業取得中は育児と妻のケアが自分の仕事だと思い、慣れない中での育児に奔走しました。幸い、妻が引き続き育児休業を取得することができ、また、妻の実家が近く、妻の親族の助けを借りることができそうであったため、育児休業明けに備えて何か特別なことはしなかったように思います。

育児休業取得後:

育児休業取得後は、通常どおり業務に従事していますが、勤務先が在宅勤務を認めているため、出勤が必要な日は妻に育児を任せつつ、在宅勤務の日は移動時間がないことを生かし、終業後に、炊事をはじめとした家事や、子どもと一緒に風呂に入るといった取り組みをすることで、可能な限りの両立を目指しています。

もともと、育児休業を取得し育児に専念した期間があったからこそ、育児の大変さが分かる私にとっては、まだまだこれでは妻の負担が大きく、とてもではないが「両立できている」とは言えないと思っています。 ■

「早期独立・産休・育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。